歩こう・ふれよう 「緑・水・ふるさと、ふなばし」



船橋市

1

緑の効果



緑は、私たちに精神的な安らぎを与え、健康を維持・増進するとともに、暮らしを豊かなものとする役割を果たしています。



樹木などの植物は、空気中の二酸化炭素を吸収し酸素を供給する働きがあり、温暖化を防止します。また、樹木や草地は、コンクリートなどに比べて日中温まりにくく、夜間は冷えやすいという性質があり、蒸散作用によって空気中の熱を奪い、低温化するという働きがあり、ヒートアイランド現象を緩和します。

癒し効果

緑は、酸素を供給してい のちを育み、生きものの生 息・生育を支えています。 都市において、さまざまな 形で生きものが生息できる 環境を保全し、相互に連続 させていくことが求められ ます。



温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和

地震に伴って発生する火 災に対して、樹木は延焼防止 の役割を果たし、公園や街路 の樹木は焼け止まりに大き く役立ちます。また、公園は、 災害時の避難場所や救援活 動の拠点として利用されま す。



生物多様性の保全

防災、避難地

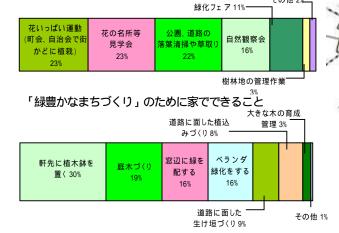
船橋市の緑の現状

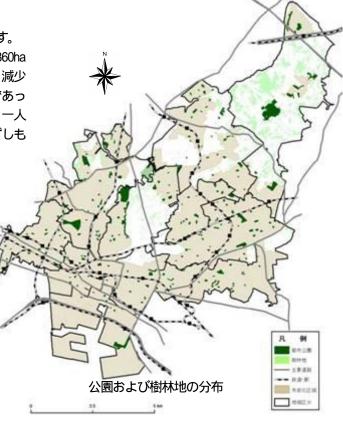
船橋市の緑の現状

都市化の進展により、本市の緑地は年々減少しています。 300 ㎡以上の樹林地についてみると、平成2年(1990)は860ha でしたが、平成16年(2004)には657haとなり約200ha減少 しています。一方、平成2年には、一人当たり1.70㎡であっ た都市公園面積は、平成18年3月時点で2.62㎡であり、一人 当たり0.92㎡増加していますが、全国平均から見て必ずしも 高い水準にあるとはいえません。

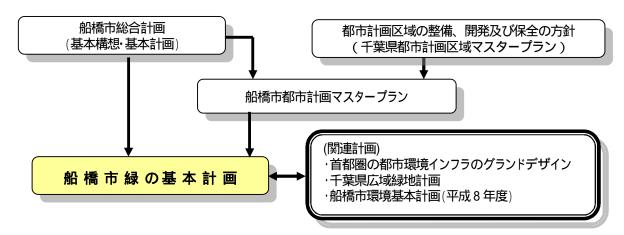
市民の緑に対する意識

個人として参加できる緑の活動





緑の基本計画の位置づけ



計画の目標年次

船橋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と整合を図り、目標年次を平成37年(中間目標年次:平成27年)とします。また、人口規模は、目標年次である平成37年(2025年)において人口を56万人と想定します。

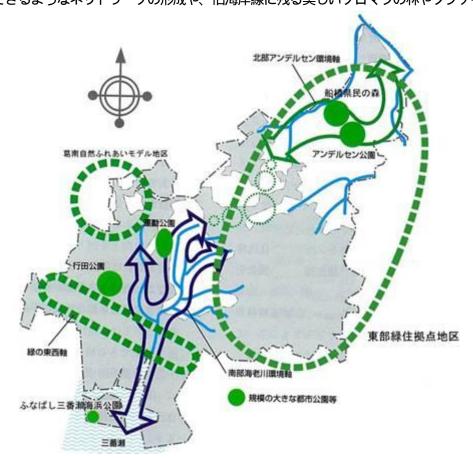
緑の将来像

歩こう・ふれよう「緑・水・ふるさと、ふなばし」

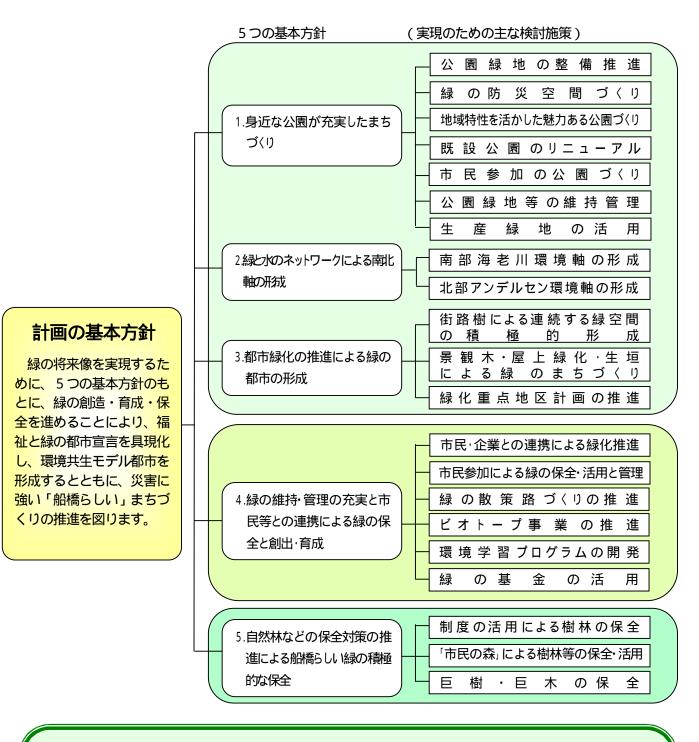
本市には、海から源流までたどれる海老川が市の中心部をながれているほか、昔の海岸線の名残りを伝える クロマツの林やタブノキ、市街地に自然的な緑の景観を提供する斜面林など、魅力的な緑が数多くあります。 南部地域では、源流から海岸線まで緑と水に親しみながら散策できたり、北部地域では豊かな自然と穏やか な田園風景のなかを散策できるようなネットワークの形成や、旧海岸線に残る美しいクロマツの林やタブノキ

を後世に残すことは、本 市の魅力を一層高めるこ とになります。また、ま ちなかのいたるところで 緑が目に映り、身近なと ころに快適な公園がある、 そんな緑のまちづくりを 進めていきます。

このような、お年寄り から子供までが緑と水に ふれあいながら歩ける都 市を目指し、市民すべて が船橋をふるさととして 末永く暮らせる緑豊かな まちを市民のみなさまと ともに実現していきます。



計画の基本方針と施策体系



緑地の確保目標

- ・将来市街地に対する割合14% (おおむね792ha)
- ・都市計画区域面積に対する割合 17% (おおむね1497ha)

都市公園の整備目標

- ・都市公園の都市計画区域人口一人当たりの目標水準 9m²/人
 - ~ 当面の整備目標として5㎡/人を目指します ~

施策の基本的な考え方

1. 身近な公園が充実したまちづくり

1)公園緑地の整備推進

街区公園

街区公園不足地を優先的に整備を推進します。また、既存公園のうち借地公園は用地取得を推進します。

近隣・地区公園

市街地内に歩いていける身近な公園として徒歩 圏(15 分、1 km)に個性のある中規模公園の整備を 推進します。

総合・運動公園

市民の利便性を配慮した新たな運動公園整備を推進します。

都市緑地

緑化重点地区整備等の国庫補助制度や公園緑地整備基金を積極的に活用し、都市緑地の整備を推進します。

2)緑の防災空間づくり

市域の中央部に広域避難地となる防災公園の整備を図ります。

3)地域特性を活かした魅力ある公園づくり 地域特性を活かした風格と魅力ある公園づくりを 着実に進めます。また、公園施設の老朽化、地域住 民のニーズの変化、公園の周辺環境の変化等に対応 した公園緑地の再整備を行います。

4) 既設公園のリニューアル

既設公園のリニューアルを図り、利便性を高めます。また、リニューアルにあたっては、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を進め、園路・トイレ等についてはバリアフリー化を図ります。

5)市民参加の公園づくり

公園の整備にあたり、計画段階から市民の参加を 求め、利用者が親しみの持てる公園づくりを進めま す。

6)公園緑地等の維持管理 公園管理体制の確立 緑のリサイクルの推進 既存樹木の再利用の推進 安心な公園づくり

7)生産緑地の活用

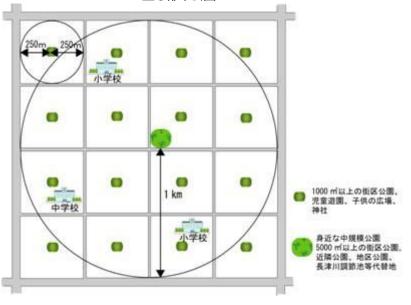
将来的な都市公園用地として位置づけることが望まれます。

「公園の提案」についての公開授業

小学生のみなさんに提案をいただきました。



主な都市公園



船橋型住区基幹公園配置モデル (身近な中規模公園等の配置)



5

2. 緑と水のネットワークによる南北軸の形成

1)南部海老川環境軸の形成

海老川、長津川、北谷津川、高根川およびその周辺を南部海老川環境軸と位置づけ、ネットワーク化を図ります。 将来的には自然的な緑と水の骨格的な軸に位置づけ、海老川流域全体を広域公園的な場として環境の向上を図ります。南部海老川環境軸は次の2つの環境軸から形成します。

海老川、長津川環境軸

- ・海老川調節池の公園的な多目的利用
- ・海老川上流の面整備事業計画との連携

北谷津川・高根川環境軸

- ・北谷津川プロムナード(海老川プロムナードの延伸)
- ・北谷津川(上流)沿いの斜面緑地の保全と 水辺の一体的活用を図る金杉自然の郷の 形成
- ・高根川沿いの桜並木と散策路の形成(高根川プロムナード)
- ・高根川沿いの斜面林の保全による景観形成



長津川緑地

2) 北部アンデルセン環境軸の形成



緑と水のネットワークの形成

アンデルセン公園、船橋県民の森を中心に、既設の道路や河川沿いの通路を活用した散策路の整備と、周辺の樹林などの自然環境の保全により、小室駅から三咲駅まで、自然の豊かな風景や古い民家集落等の歴史的な資源などに親しみながら北部の自然を歩いて回れるネットワークとして整備を図ります。将来的には、農村部の田園の風景をそのまま残し、広域公園的環境の向上を図ります。なお、船橋県民の森に代表される大規模な樹林地や緑地を特別緑地保全地区等の指定を検討し、一体的に保全・整備をしていきます。







アンデルセン公園

3. 都市緑化の推進による緑の都市の形成

1)街路樹による連続する緑空間の積極的形成 道路緑化を積極的に進めることにより目に映る緑をつないでいきます。

2)景観木・屋上緑化・生垣による緑のまちづくり

都市計画制度や市街地開発に連動させて、市街地内 全般で目に映る緑量の増加を図るほか、とくに緑化推進 に取り組む区域を設定し、効果的に緑化を進めます。

公共施設等の緑化推進

宅地開発と連動した緑化推進

ヒートアイランド対策として屋上緑化

景観木と生垣で緑の都市を形成する ための積極的なPR活動の展開

面整備事業における地区計画や緑化

協定の活用

3)緑化重点地区計画の推進

緑の将来像を実現していくために、緑化重点地区を 指定し、重点的な緑化の推進を図ります。将来的には、 市内全域を緑化重点地区として、緑地保全と緑化を積極 的に進めます。



4.緑の維持・管理の充実と市民等との連携による緑の保全と創出・育成

1)市民・企業との連携による緑化推進

公共施設・民有地の緑化、生垣化の推進、屋上・壁面緑化等の取組

緑化推進団体等への助成、花づくりへの助成、緑のデータバンクを通じた市民緑化活動の支援、記念植樹の展開など、市民一人ひとりの手による緑化運動を推進

大規模な事業所等における緑の保全・創出、地域住民への公開

新たな市の木、市の花の選定

2) 市民参加による緑の保全・活用と管理

ふるさとの森づくり

緑地トラストによる緑の保全

公園緑地等愛護会事業



3)緑の散策路づくりの推進

船橋の緑や自然の魅力を再発見、探訪するルートの開発、緑の散策路づくり

4)ビオトープ事業の推進

都市公園等内においてビオトープづくりを推進します。また、学校においてもビオトープを活用した環境教育を推進します。

5)環境学習プログラムの開発

都市公園や市民の森等を、参加体験型の環境学習の場として積極的に活用していくための整備や管理運営手法を盛り込んだプログラム等を開発していきます。



6)緑の基金の活用

財団法人船橋市緑の基金の活用により、緑化に関する普及・啓発活動や緑化活動への支援を行います。

- ・緑化に関する普及・啓発活動
- ・緑化活動に対する助成・支援
- ・巨木・名木マップの普及・啓発
- 5. 自然林などの保全対策の推進による船橋らしい緑の積極的な保全
- 1)制度の活用による樹林等の保全

南北の環境軸や緑の東西軸の形成上重要な樹林を対象に、都市緑地や特別緑地保全地区など、担保性の強い方策を適用することにより保全を図ります。

市街化調整区域の中部地域の自然林等は、特別緑地保全地区制度の活用を含めて樹林の保全を図ります。 市街化調整区域の北部地域の樹林は、指定樹林等により保全を図ります。

2)「市民の森」による樹林等の保全・活用

市民の憩いの場となる緑地の保全及び活用に努めます。また、市民参加による管理・育成を充実していきます。



T Failure

The results

The res

坪井町市民の森

大穴新田市民の森

3) 巨樹・巨木の保全

ふるさとの風土の歴史を肌に刻んだ巨樹・巨木は指定樹木の制度を活用して保全を図るとともに、自然観察会等を通じて市民にその大切さの普及・啓発を促進します。